

平成27年2月6日

【資料提供】
競馬総務課
企画管理係
TEL076(258)5761

委託業務に係る企画提案の募集について

次のとおり企画提案の提出を募集する。

平成27年2月6日

石川県知事 谷本正憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成27年度金沢競馬販売促進事業業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における平成27年度の集客及び売得額の一層の向上を図るための効果的かつ効率的な広告媒体の活用、イベント及びファンサービスの実施並びにこれらに附帯する業務

(3) 契約期間

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 過去において、各種広告やイベント、ファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも1者がこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿に登載されている者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たすものであること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第

2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。以下同じ)である者

- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

- ア 基本方針及び目標の妥当性
- イ 運営組織及び執行体制のあり方
- ウ 広告媒体の効果的な活用
- エ イベント及びファンサービスの効果的な活用
- オ その他集客促進及び売得向上が期待される企画の実施
- カ ウからオまでに定める事項の実施に係る経費積算の妥当性

3 募集要項の交付場所等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地
石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係
電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 交付期間

平成27年2月6日(金)から同月20日(金)午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出先

〒920-3105 石川県金沢市八田町西1番地
石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係
電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 提出期限

平成27年3月6日(金)午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は提出期限内必着とする。)

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案について、各提案者からのプレゼンテーション及び2(2)の評価基準に基づく審査を経て、最優秀提案者を選定するものとする。選考結果については、平成27年3月中旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、選定された企画提案内容については、これを直ちに契約内容とするものではなく、県と当該企画提案の提案者とが提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で、契約を締結するものとし、このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

- (1) 質問については、4(1)の提出先において、平成27年2月20日(金)午後5時まで受け付けるものとする。

なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

- (2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、プレゼンテーションへの出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。